～小浜市地域定着奨学生支援事業助成金～

奨学金返還を 最大50万円 支援します！

小浜市に定住し、市内または嶺南地域の事業所等に就業する大学生等の奨学金返還を支援します。

☑ 認定申請期間　**毎年6月～11月末まで**

募集人数　**12名程度**

※応募者多数の場合は、別に定める優先順位により認定の可否を判断します

助成の対象となる方

公務員以外（独立行政法人を含む）で次の要件を全て満たす方

- □大学等（大学、短大、大学院、高等専門学校（第４学年および第５学年）、専修学校（専門課程））を卒業した方
- □令和４年４月１日以降、新たに市内または嶺南地域の事業所等で正規社員等として就業（自営業含む）し、引き続き就業しており、今後５年以上継続して就業する見込みの方
- □認定申請年度の前年度末時点で30歳未満の方
- □小浜市に住民登録があり居住していて、過去に１年以上小浜市に住民登録があり居住していた方で、今後５年以上継続して居住する見込みの方
- □大学等の在学中に奨学金の貸与を受け、返還の滞納がない方
- □奨学金の返還に対して、他から助成を受けていない方
- □市税等を滞納していない方
- □暴力団員や暴力団関係者でない方

対象となる奨学金

- （独）日本学生支援機構法に規定する第一種・第二種学資貸与金
- 小浜市が貸与する大学奨学金
- 他の地方公共団体が設ける貸与型奨学金
  ※いずれも海外留学のための奨学金を除く

助成額／助成期間

- 助成対象経費：年度内の返還計画に基づく通常の奨学金返還額
- 助成上限額　：１０万円／年（ただし初年度と最終年度は５万円を上限）
- 助成期間　　：５年間（６０月分）

応募・問い合わせ先
小浜市 経営企画部 移住定住交流課
〒917-8585 福井県小浜市大手町６番３号
電話　0770-64-6073　FAX　0770-53-1016

詳しくはこちら⇒ https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/p005750.html

助成金交付までの流れ（例）

大学卒業（令和６年度）	就職（令和７年度）	令和８年度～令和11年度	令和12年度
大学等を卒業	転入、就業		
	10月から奨学金返還開始（最長５年間）		
	①認定申請 11月末まで	①交付申請・交付請求	①交付申請・交付請求
	②交付申請・交付請求	年度内返還12月分	年度内返還６月分
	年度内返還６月分（上限５万円）	（上限10万円×４年）	（上限５万円）

認定申請手続き（初年度のみ）、交付申請・請求手続きについて

認定申請	・助成を受けるには、市の認定を受ける必要があります。 ・助成を希望する方は、認定を受けようとする年度の11月30日までに、必要書類を小浜市移住定住交流課まで提出してください。 ・書類の受理後、審査により認定の可否を決定し、結果をお知らせします。
必要書類	・小浜市地域定着奨学生支援事業助成金交付対象認定申請書（様式第１号） ・在職証明書（様式第２号）または自営業者等となったことが確認できる書類 ・奨学金の貸与を証する書類の写し ・奨学金の返還額、返還開始月および返還期間が確認できる書類 ・大学等の卒業証明書等の写し　・誓約書（様式第３号） ・小論文　テーマ「私の夢、小浜市の未来」　1000字程度 就職先での夢や目標、また自分自身が考える小浜市の将来像やその中でどのように活躍できるかなどについて自由に記載してください。
交付申請・請求	助成金を受けようとする年度ごとに、当該年度の３月31日までに、必要書類を小浜市移住定住交流課まで提出してください。書類の受理後、審査により助成金の交付の可否を決定し、結果をお知らせします。
必要書類	・小浜市地域定着奨学生支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第７号） ・在職証明書（様式第２号）または自営業者等であることが確認できる書類 ・当該年度における奨学金の返還金額が確認できる書類の写し

Ｑ　＆　Ａ

Ｑ．小浜市出身者でなくても申請できますか？
Ａ．申請できます。ただし、令和４年４月１日以降に新たに小浜市内事業所等に就業し、市内に居住する等の対象要件を満たす必要があります。また、過去に、１年以上小浜市に居住している必要があるため、Ｉターン等で市内事業所等に就業した方は、市内居住２年目から申請が可能となります。

Ｑ．小浜市外から定住しなければ助成対象となりませんか？
Ａ．従前から小浜市に居住している方でも、令和４年４月１日以降に新たに小浜市内事業所等に就業し、その他の要件を満たしている場合は対象となります。

Ｑ．「正規社員等」とはどのような社員ですか？
Ａ　期間の定めのない労働契約を締結し、労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同じで、賃金や福利厚生等においても長期雇用を前提とした待遇が適用されている方、もしくは、個人で農業、その他の事業を営む方、またはその事業に従事する方となります。

Ｑ．対象者に認定されてから5年間を経過する前に、一身上の都合により退職した場合、退職までに返還した奨学金は助成の対象となりますか？
Ａ．退職した月の前月までに返還した分は助成対象となります。また、退職後、新たな事業所等に就業した場合は、翌年度以降に改めて認定申請を行ったうえで要件を満たせば助成対象となりますが、この場合の助成対象期間は通算して５年間が上限となります。